

令和2年6月12日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和2年2月19日、秋永町地内の市道栄天名線において、相手方が所有する車両をその妻が運転中、路肩のくぼみに当該車両の左側前輪が落ち、これを損傷した
もの